

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年第1回藤井寺市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年2月7日（火曜日）午後2時00分から午後3時11分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 会議室801
出 席 者	<p>（運営協議会委員） 豊山宗洋、前原由幸、菰田ゆかり、爲貞修子、白川 親、南方良仁、落合伸行 武村稔、松島三恵子、藤井麻利子、中辻宏樹、三宅一弘、赤阪朋彦、三宅俊昭 （敬称略・順不同）</p> <p>（事務局） 市長 岡田一樹、副市長 東野桂司、健康福祉部長 大山哲也、同部次長 川村務 保険年金課長 福田博章、同課課長代理 小井谷健二、同課課長代理 濱口紀子、 同課国民健康保険担当チーフ 吉川光太郎</p>
会 議 の 議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長・副会長の選出について 2. 令和5年度 国民健康保険制度について 3. 令和4年度の新型コロナウイルス関連施策について 4. 令和3年度国民健康保険特別会計決算について
会議録の作成方法	全文記録
記録内容の確認方法	会議の議長及び署名委員の確認を得ている
公開・非公開の別	公開
傍 聴 者 数	3人
その他の必要事項	

午後2時00分 開会

○ 事務局

皆さん、こんにちは。本日は、ご多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、保険年金課長の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから藤井寺市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。議事の前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。初めに事前にお送りをさせていただいております本日のレジュメ、資料といたしまして、表紙に「藤井寺市国民健康保険運営協議会資料」とありますA4横の冊子になったもの、また本日、お手元には、それぞれA4、1枚ものの「座席表」と「委員名簿」をお配りさせていただいております。

本日の資料は以上でございます。

皆様、お手元におそろいでしょうか。

おそろいでない方がいらっしゃいましたら、恐れ入りますが挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日の議題につきましては、皆様にご案内のとおり、「会長の選出」と「報告事項」といたしまして、資料でございます3点について」ご報告をさせていただきます。

本来であれば、冒頭より本協議会会長が議長として会議を進行させていただくところでございますが、小谷優会長が、昨年8月31日の任期満了をもちまして、退任されました。そのため、本協議会におきましては、現在会長が空席の状態となっております。

「藤井寺市国民健康保険運営協議会規則第6条第4項」におきまして、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する」と規定されておりますことから、豊山副会長より委員の皆様へ会議の招集をさせていただいた次第でございます。

また本日の会議の進行につきましても、新会長が選出されるまでの間、豊山副会長に進めていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、豊山副会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○ 副会長

ただいまご紹介いただきました豊山でございます。

この会議の議長となる会長が選出されるまでの間、私が進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日お集まりの皆様方には、公私、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜わり、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和5年第1回藤井寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の会議には、委員定数14名全員の委員の出席をいただいております。

「藤井寺市国民健康保険運営協議会規則」第7条に規定されている定足数である委員数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、本協議会の会議は、「藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開となっております。

事務局にお尋ねします。

本日の会議の傍聴希望者はおられますでしょうか。

○ 事務局

3名おられます。

○ 副会長

2名。

○ 事務局

もう1名、後から来られます。

○ 副会長

分かりました。進めてよろしいですね。

傍聴される方々は、傍聴にあたって受付時に説明しておりますとおり、各委員に対する意見とか、審議内容についての意見を表明することはできません。

また本会議を録画・録音する行為を禁じております。それらをやぶった場合、また発言ややじを飛ばすなど、議事の進行を妨げた場合には、退場を命じる場合があります。ルールを遵守して傍聴していただきますよう、お願いいたします。

それでは、改めまして開催いたします。

本日の案件は、既に皆様方にお知らせをさせていただいておりますとおり、「本運営協議会会長の選出」並びに報告事項として「令和5年度国民健康保険制度について」、「令和4年度の新型コロナウイルス関連施策について」及び「令和3年度国民健康保険特別会計決算について」でございます。皆様方には、会議の進行につきまして、よろしくお願い申し上げます。

では、はじめに開会に当たりまして、岡田市長よりご挨拶をお受けします。よろしく申し上げます。

○ 市長

皆さん、こんにちは。市長の岡田でございます。

本日は、藤井寺市国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、委員の皆様には何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素より、本市の市政運営をはじめ、国民健康保険事業の推進に対しまして、多大なるご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、昨年9月の委員の改選に当たりまして、委員の皆様には、就任のお願いをいたしましたところ、快くご承諾を賜りましたことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、国民健康保険の運営につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を行う「国民健康保険の広域化」といわれる制度改革が実施をされ、今年度で制度移行後、5年目を迎えております。

国保の広域化は市町村の国保財政の安定化に寄与しておりますが、加入者の減少や一人当たりの医療費の増加など、国民健康保険制度を取り巻く環境は、なかなか厳しい部分もございますので、大阪府と連携を密にしつつ、大阪府の方針であります大阪府国民健康保険運営方針に則り、適正な運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日の会議は、先にご案内をさせていただきましたとおり、皆様にご報告をさせていただきます案件としまして、「令和5年度の国民健康保険制度について」など、3点でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○ 副会長

ありがとうございました。

続きまして、皆様ご承知のとおり、本協議会委員の任期は、昨年9月より新たな任期となっております。委員改選により新たに就任された委員の方もおられますので、ここで改めて事務局から委員の皆様と市の出席者について、ご紹介をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 事務局

それでは、お手元の名簿に沿いまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

はじめに、公益代表委員として、本運営協議会副会長で、大阪商業大学経済学部教授の豊山委員でございます。

社会福祉協議会事務局長の前原委員でございます。

商工会女性部会会長の菰田委員でございます。

母子寡婦福祉会会長の爲貞委員でございます。

次に、保険医・薬剤師代表委員として、医師会の白川委員でございます。

医師会の南方委員でございます。

歯科医師会の落合委員でございます。

薬剤師会の武村委員でございます。

次に被保険者代表委員として、松島委員でございます。

藤井委員でございます。

中辻委員でございます。

三宅委員でございます。

次に、被用者保険代表委員として、近畿日本鉄道健康保険組合の赤阪委員でございます。

シャープ健康保険組合の三宅委員でございます。

続きまして、市側の出席者を紹介申し上げます。

先ほどご挨拶を申し上げます岡田市長でございます。

東野副市長でございます。

健康福祉部長の大山でございます。

健康福祉部次長の川村でございます。

保険年金課長代理の小井谷でございます。

保険年金課長代理の濱口でございます。

保険年金課国民健康保険担当チーフの吉川でございます。

以上でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

○ 副会長

よろしくお願いいたします。

それでは、次に本日の会議録署名人の選出をさせていただきたいと存じます。

これは、藤井寺市国民健康保険運営協議会規則第11条第2項の規定により、会議録の署名は議長のほか議長が指名する2名により行うということになっておりますが、私より指名ということでご異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副会長

異議なしとのことでございますので、本日の署名人は、松島委員と南方委員にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

それでは、今から議事に入ります。

まず、「本運営協議会の会長の選出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、藤井寺市国民健康保険運営協議会の会長の選出につきまして、ご説明申し上げます。

藤井寺市国民健康保険運営協議会規則、第6条第1項におきまして、「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と定めております。

また、国民健康保険法施行令第5条第1項におきましては、「協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」と定めております。従いまして、会長は公益代表委員のうちから、全委員の選挙で選出されるということでございます。以上でございます。

○ 副会長

説明は終わりました。

それでは、会長の選出につきまして、ご意見等はございますでしょうか。

○ 委員

〔「事務局一任」の声あり〕

○ 副会長

それでは、事務局一任というご意見が出ましたが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 副会長

異議なしとのことでございますので、事務局より考えがあれば提案してください。

○ 事務局

それでは、事務局案といたしまして、提案させていただきます。会長には、長らく本運営協議会の副会長をお務めいただいております豊山委員を推薦させていただきたいと存じます。

○ 副会長

ただいま、事務局より私を推薦するとのことでありましたが、大変恐縮ではありますけれども、会長には、私、豊山に決定させていただくことに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手を確認〕

ありがとうございます。全会一致ということで、決定させていただきます。ありがとうございます。

○ 事務局

それでは、会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 会長

それでは、僭越ではございますが、ただいま本運営協議会の会長を仰せつかりました大阪商業大学の豊山でございます。よろしく願いいたします。

就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

国民健康保険制度は、ご承知のとおり、国民皆保険を支える重要な役割を担っております。この国保制度が将来にわたって、持続可能な制度となるよう平成30年度より都道府県も保険者として市町村とともに、国保の運営を担う「国保の広域化」が実施され、とりわけ大阪府では、負担の公平化の観点から全国に先駆けて、令和6年度に府下全市町村の保険料率を統一するという重要な時期に差しかかっております。

このような制度の移行期にあつて、藤井寺市の国民健康保険事業に関する重要事項を審議する本運営協議会の会長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いがいたします。

何分、微力ではございますが、委員の皆様のご協力を賜りながら、本協議会の運営に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

それでは、引き続き、議事を進めさせていただきたいと思ひます。

ただいまの会長の選出の議事によりまして、副会長が空席となりましたので、続きまして、「副会長の選出について」を議題といたします。

副会長につきましては、会長職務を代行するということとなりますので、私から指名させていただきたいと思ひますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、副会長には、社会福祉協議会の前原委員にお願いしたいと思ひますが、委員の皆様いかがでしょうか。前原委員にご就任いただくことに賛成の委員の方々の挙手をお願いいたします。

〔挙手を確認〕

ありがとうございます。それでは、全員一致で副会長には、前原委員にお願いすることに決定させていただきます。

それでは、一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 副会長

皆様、改めて、こんにちは。

9月から就任いたしました前原と申します。右も左も分からないまま副会長という大役を仰せつかっております。皆様のお力添えをいただきながら、この協議会が円滑に、そして有意義なものにしていきたいと思ひしておりますので、皆様、どうぞご協力のほど、よろしく申し上げます。

○ 会長

ありがとうございます。それでは、続きましての議題に移ります。

報告事項1点目、「令和5年度国民健康保険制度について」事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、お手元の資料に従いまして、説明いたします。

誠に恐縮ではございますが、着席して説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

資料1「令和5年度国民健康保険制度について」でございます。

はじめに令和5年度の国民健康保険料の料率でございます。

平成30年4月に国保の広域化が実施されたことに伴いまして、大阪府では、大阪府国民健康保険運営方針で様々な基準を統一していく方針を決め、保険料率につきましても、6年間、令和5年度まで激変緩和期間を設けられておりますが、本市では平成30年度から大阪府の統一保険料率を用いております。

大阪府では、1月初旬に大阪府統一の標準保険料率を算定されており、表に記載の「藤井寺市保険料率」は、大阪府が算定しました大阪府統一保険料率と同率となっております。

中段に載せております令和4年度の保険料率と上段に書いております令和5年度の保険料率を比較

いたしますと、医療分では、所得に対しておかけする所得割で0.47%の増、被保険者一人当たりに対しておかけする均等割で1,876円の増、一世帯当たりにおかけする平等割で1,593円の増、後期分では、所得割は0.31%の増、均等割で1,158円の増、平等割では、1,074円の増となっております。介護分では、所得割で0.13%増、均等割で1,246円の増となる結果となっております。

保険料率につきましては、以上でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

保険料の賦課限度額についてでございます。

表をご覧くださいますと、今年度の本市（府統一）の賦課限度額が医療分で63万円、後期分で19万円、介護分で17万円のところ、来年度は医療分を65万円に2万円引き上げ、後期分を20万円に1万円引き上げるものでございます。

ちなみに国基準では、来年度には医療分が65万円に、後期分が22万円に、介護分が17万円に改正する改正政令が先日2月1日付で公布されております。

しかしながら、大阪府におきまして標準保険料率を算定いたします1月上旬の時点では、まだ改正政令が公布されていないために、大阪府は現行の国基準で保険料率を算定しているところです。

従いまして、大阪府統一基準の賦課限度額は、1年遅れで国基準に引き上げることとなっているものでございます。

続きまして、同ページの下段をお願いいたします。

出産育児一時金制度の改正についてでございます。

改正の内容といたしましては、皆様ニュース等でもお聞きいただいているかと思えますけれども、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、現行では、出産育児一時金として40万8,000円を支給し、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合の掛金分1万2,000円を加算して、総額42万円を支給しているところですが、今回の改正では、出産にかかる経済的負担を軽減するために出産育児一時金が見直しをされることになっております。

この改正により40万8,000円のところを48万8,000円に改正し、産科医療補償制度掛金、1万2,000円と合わせまして、支給総額を50万円に引き上げようとするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

保険料の軽減判定所得基準の見直しでございます。

この軽減判定所得基準の見直しにつきましては、令和5年度税制改正の大綱に盛り込まれておりまして、令和5年2月1日付で改正政令が公布されております。

国民健康保険料には、世帯の所得が軽減判定所得以下の場合、均等割と平等割の保険料が軽減されるという制度がございまして、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の3種類がございまして、そのうち、7割軽減の基準額には変更がございませんけれども、5割軽減の基準額につきましては、被保険者数に乘すべき金額を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減につきましては、現行の52万円から53万5,000円に、それぞれ引き上げをするものでございます。

こちらの軽減判定所得の見直しですけれども、物価の上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、経済動向等を踏まえて見直す慣例があります。

平成26年度以降、毎年引き上げられておりましたが、令和3年度、4年度につきましては、新型

コロナなどの影響もありまして、見直しは見送られていたものでございます。

以上、簡単ではございますが、資料1の説明とさせていただきます。

○ 会長

説明が終わったわけですが、いろいろ初めて聞くことが、たくさんあると思いますが、皆様からご質問等、ございませんか。あれば挙手をお願いいたします。ご質問はございませんか。

それでは、ないようでございますので、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項の2点目「令和4年度の新型コロナウイルス関連施策」について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

続きまして、資料2「令和4年度新型コロナウイルス関連施策について」説明を申し上げます。

資料に2つ記載をさせてもらっておりますが、いずれの制度につきましても、令和2年度から継続して実施しているものでございます。またどちらの制度も全国的に同様の制度が行われているものとなっております。

はじめに新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について説明いたします。

まず、当該制度の目的としましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が休みやすい環境を整備をすることで感染拡大防止を図ろうとするものでございます。

対象は給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いがあるため、療養のために労務に服することができない場合、傷病手当金を支給する制度となっております。

給与の支払いを受けている被保険者を対象とすることから、自営業者やフリーランスの方は対象とはなっておりません。また資料に記載のあるとおり、労務に服することができない期間について給与の支払いがある場合も本制度の対象外となっております。

支給額につきましては、直近3か月の給与額を勤務日数で割り、一日当たりの収入日額を算出し、その日額の3分の2に労務に服することができずに休んだ日数を掛けた金額を支給することとなっております。この制度の財源は、国の特別調整交付金として10分の10の補助率となっております。

実績といたしまして、令和4年度は、全国的に感染者が大きく増加したこともあり、昨年12月末の時点で支給件数が53件、支給額166万1,061円となっており、1件当たりの支給金額は、約3万1,300円となっております。

傷病手当金の説明は以上となります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度について説明いたします。当該減免制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減が見込まれる世帯に対する保険料減免の制度となっております。新型コロナウイルス感染症は、経済的に大きな影響を与えていることから、様々な業種が対象となっておりますが、分かりやすい一例といたしましては、飲食店のよう新型コロナウイルスで客足が減った業種の事業主などが代表的な対象となると思われます。

対象の要件として、新型コロナウイルス感染症の影響により①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、または②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯のいずれかと

なっています。

収入減少により減免される要件といたしましては、前年と比較し3割以上減少する見込みであること。前年の所得合計が1,000万円以下であること。収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であることが要件となっております。

減免額は所得金額に応じて、最大10割から2割の範囲内で減免となります。財源は、国の特別調整交付金で、こちらも補助率10分の10となっております。

減免決定実績といたしましては、昨年12月末の時点で決定件数40件、減免決定金額が891万1,451円となっております。下に書いておりますとおり令和3年度の実績と比較いたしますと、3年度が88件、1,749万8,127円と、件数、金額ともに令和4年度は大きく下回っております。

これは、先ほど説明申し上げましたように、前年と比較して収入が3割以上落ちているというのが要件となっておりますので、3年度で大きく収入が落ちている場合、さらにそこから、また3割落ちなければ対象にならないということで、相当厳しい状況となり、2年度、3年度、4年度と連続して落ち込むことが、なかなか条件的に厳しいということが、理由と考えられるものでございます。以上、資料2の令和4年度、新型コロナウイルス関連施策についての説明でございます。以上です。

○ 会長

説明がおわかりました。皆様からご質問等ございますでしょうか。先ほどの傷病手当金の話なんですけれども、一番多い人たちって、どんな人たちですか。

○ 事務局

傷病手当金としましては、先ほど申しましたように、給料の支払いを受けている方というのが対象となっております。また国民健康保険の加入者というのが大前提となりますので、おのずとアルバイト、パートさんで、いわゆる扶養の範囲内で働いている方とか、自営業の給料をもらっている配偶者であるとか、そういう方が対象になるものでございます。

○ 会長

お分かりになりましたでしょうか。パートとかアルバイトの方が主に対象となっているということです。いろいろ新型コロナウイルス関連で、施策をやっているんですけども、市としてもこのような形で、国が主導してますけれども、対応しているということもご承知おきいただければと思います。全国的な施策として展開しているということです。

○ 委員

53件で、もっと多いかなと思ったんですけど。こんなものなんですか。

○ 事務局

先ほど申しましたように、国民健康保険にまず加入されているというのが、前提になっております。その中で自営業の方というのは対象になりません。また療養のため休んでいる間に、給与補償がある方も対象になりませんので、そのような方も一定数おられるかなと思われまます。

○ 会長

ほか、何か質問ございませんか。事務局の方、いろいろよく知ってはるので。プロですので。何かあれば。

○ 委員

うちが自営で多分、嫁さんは、そういう対象になるかと思うのですけれども。仮にコロナにかかっ

たよというときに、こういう制度がありますよというのは、どこで受け取る感じになりますか。調べに行ったら分かるという感じなのか。病院でそういう話をしていただけるものなのか。どうなるんですかね。受け取る手段というのは、この情報がこんなありましたよというのは、どこで告知されているんだろうなというのが。

○ 事務局

コロナの傷病手当金につきましては、何月号であったか、忘れておりますが、毎年、藤井寺市の広報紙に掲載させていただいております。それと合わせまして、ホームページにも掲載をしておりますので、そちらのほうでご確認いただければと思います。

○ 委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 会長

ほかに何か、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項3点目、令和3年度国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、「令和3年度藤井寺市国民健康保険特別会計決算報告について」説明申し上げます。

お手元の資料につきましては、資料3をお願いします。

誠に恐縮ではございますが、着席して説明させていただきます。

資料8ページをお願いいたします。

令和3年度国民健康保険特別会計決算につきましては、昨年10月の市議会決算特別委員会での審査を経まして、11月29日に市議会本議会において、ご承認をいただいております。表につきましては、左側に歳入を右側には歳出及び収支について記載しております。

また、額につきましては、収入額、支出額ともに千円単位で記載させていただいております。

初めに、歳入合計につきましては、予算現額は、80億5,182万7,000円、収入額は76億2,479万6,000円でございます。

続きまして、歳出合計につきましては、予算現額は80億5,182万7,000円、支出額は71億6,061万3,000円でございます。

収支差引額は、4億6,418万3,000円の黒字でございました。

9ページをお願いいたします。

9ページから13ページまでの表につきましては、8ページの各項目の明細でございまして、9ページから10ページまでが歳入、11ページから13ページまでが歳出の明細になっております。

数値は円単位で記載しております。

表の一番左の項目「款・項・目」のうち、一番左に数字がございまして、「款」ごとに説明申し上げます。

それでは、初めに歳出から説明申し上げます。

恐れ入りますが、11ページをお願いいたします。

款1、総務費についてでございます。

表の右から2番目の項目の支出済額が1億4,419万8,666円で、この主な経費は、国民健康保険事務に従事しました職員の人件費や国民健康保険業務を行うための電算業務などにかかる事

務経費、国民健康保険団体連合会への負担金、国民健康保険運営協議会の経費などがございます。款2としまして、保険給付費の支出済額は46億7,685万3,481円で、これは被保険者の皆様の疾病や負傷による療養諸費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金など給付に要した支出でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款3、国民健康保険事業費納付金の支出済額は、20億561万9,930円で、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化に伴う大阪府への納付金でございます。

款4、財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

款5、保健事業費の支出済額は、7,016万1,093円で、この主な経費は、特定健康診査や特定保健指導、人間ドッグ受診費用の助成などに要した経費でございます。

款6、基金積立金の支出済額は、2億5,000万947円で、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

款7、公債費の支出はございませんでした。

続きまして、資料12ページから13ページにかけて、款8として、諸支出金の支出済額は、1,377万8,479円で、これは、国民健康保険料の還付金、並びに令和2年度の保険給付費等交付金の実績報告に基づきました交付額の確定により超過交付額を府へ返還したものでございます。

款9としまして、予備費につきましても支出はございませんでした。

以上により歳出合計額は、71億6,061万2,596円でございます。

続きまして、歳入についての説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料のほうはお戻りいただきまして、9ページをお願いいたします。

初めに、款1、国民健康保険料でございます。

右から3番目の項目、収入額は、13億8,607万3,609円ございました。

款2、一部負担金については、収入がございませんでした。

款3、使用料及び手数料の収入額は、45万4,023円で、これは督促手数料の収入でございます。

款4、国庫支出金の収入額は、1,120万7,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免にかかる財政支援等として国より交付されたものでございます。

款5、府支出金の収入額は、48億3,178万1,476円で、大阪府老人等医療費助成事業にかかる補助金、医療費の給付等にかかる普通交付金及び、保険者努力支援金等の特別交付金として、大阪府より交付されたものでございます。

款6、財産収入の収入額は、947円で、これは国民健康保険財政調整基金の預金利子でございます。

款7、繰入金の収入額は、7億8,733万1,242円で、これは、保険基盤安定制度に基づく保険料軽減分並びに、保険者支援分の繰入金や職員の人件費や事務経費に対する職員給与費等繰入金、支給いたしました出産育児一時金に対する繰入金、保険財政安定化支援事業としての繰入金、その他、保険料の減免などに対しまして、一般会計より繰入れたものでございます。

款8、繰越金の収入額は、5億9,563万1,490円で、令和2年度の収支差引額を繰り越したものでございます。

款9、諸収入の収入額は、1,231万5,772円で、延滞金、交通事故等の第三者行為による求償に伴う納付金、療養給付費不当利得の返納金などでございます。

款10、市債につきましては、収入はございませんでした。

以上、これらの収入額の合計は、76億2,479万5,559円となったものでございます。

恐れ入りますが、もう一度、13ページへお戻り願います。

この結果、令和3年度国民健康保険特別会計決算は、収支差引額4億6,418万2,963円の黒字となったものでございます。

この黒字分につきましては、翌年度、令和4年度の国民健康保険特別会計へ繰越させていただいております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

こちらは、国民健康保険料の収納状況でございまして、上段から下段へかけまして、「一般被保険者分」「退職被保険者等分」、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせました「全被保険者分」となっております。

令和3年度の収納額につきましては、全被保険者分の現年分の計で申しますと、調定額が13億8,977万867円に対しまして、収入額が13億2,201万3,683円となっており、収納率は95.12%でございました。

なお、令和2年度の収納率は、94.49%でございましたので、0.63ポイント上昇しております。

平成30年度より、国民健康保険の安定的な運営を目指して、国保制度改革が実施され、広域化・都道府県化されており、令和6年度に完全統一化となります。

この制度改革により、各都道府県が財政運営を担うことになり、以前は市町村ごとに運営していたために、昨今報道されておりますような高額診療など、予期せぬ医療費の増加が発生した場合には、収支が赤字となる恐れがありました。改正後は保険給付にかかる費用について、大阪府からの交付金で賄われるため、以前のような財政的不安定感が一定解消されているところでございます。

しかしながら、被保険者数は減少傾向にある中、今後も年齢構成は高くなる傾向であり、医療費水準はますます高くなっていくと予想されますので、国保運営は厳しい状況が続くと思われま

す。今後におきましても、市町村の役割である被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業などにおきまして、適正化・効率化に努め、持続可能な国民健康保険制度の構築に取り組んで参りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度国民健康保険特別会計歳入・歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

○ 会長

説明が終わりました。皆様から、ご質問等ございませんか。

○ 委員

8ページのA4横の表なんですけれども。右下に収支差引額で4億6,000万のプラスになっているんですけれども。これは3年度で見ると、1億3,000万ほど赤ですよ。それは、特に問題はないわけですか。

○ 事務局

今、おっしゃっていただきましたように、令和3年度の単年度収支で申し上げますと、赤字となっ

ておるんですけれども、こちらにつきましては、累積収支額4億6,400万の黒字につきましては、歳入のところ、前年度からの繰越金が5億9,000万ほど繰越をしておるので、単年度収支でいきますと赤字が出てくると。こういうことなんですけれども、この横の表の歳出の基金積立金というところを見ていただきますと、2億5,000万円の積立てをさせていただいております。国保本体の会計から、別の簡単に言いますと貯金のような形で、別の基金のほうに積立てを令和3年度でさせていただいております関係上、単年度での収支で見ますと1億3,000万円程度の赤字決算になっていることとなりますので、仮に基金への積立てがなかったとして、国保会計の本体のところ、そのまま基金の積立分が残っていたとすると、1億2,000万円程度の黒字が出ていたこととなります。

○ 委員

表記として、この形が定型なのかどうかというのは存じ上げないのですけれども。令和3年度がどうだったかということが、一目で見て振り返るときに、3年度の収支が書かれてない。トータルでは、4億6,000万円で別途、積立金2億5,000万しているということは、もちろん目で追えば分かるわけですけど。3年度でそもそもどうだったかということを見るときに、そういう総合的に見合わせて、1億3,000万だったのか。積立てに2億5,000万回してるからだなと解釈をわざわざしないといけない表よりも、一目で見て分かるほうが、分かりよいのではないかなと受け止められるんですけれども。その点はいかがでしょうか。

○ 事務局

おっしゃっていただいているように、今後の資料作成におきまして、その点、注釈、説明を加えなくても分かりやすい資料作成に努めてまいりたいと考えております。

○ 委員

今、ご説明いただきました基金積立金2億5,000万、過去の資料を振り返りましても、そういう積立金は、今までなさっておられなかったように思うのですけれども。それを今年度から始められたのは、何かいきさつというか、あるのでしょうか。

○ 事務局

国民健康保険特別会計につきましては、平成26年度だったと思いますけれども、それまでは累積赤字がございまして、平成21年度ぐらいから財政収支は改善をしております、単年度でいいますと、黒字が平成21年度ぐらいから出ておったかと思えます。平成26か27年度で累積赤字が解消しまして、そこから以降については、黒字が積み上がってきたところがございます。今回、令和3年度で基金の積立てをいたしましたのは、広域化をいたしまして、事業費納付金ということで、大阪府に納付金の支払いをしていかないといけないところがございますので、予期せぬ保険料の収納不足など、万が一の場合に大阪府への事業費納付金が支払いできないと、そういう事態を避けるため、緊急やむを得ない財政需要に対応するために、今回、積立てをさせていただいたものでございます。

○ 委員

恐らく、府に納付する場合は、いや応でも、即納めるという話になるので、緊急的なお財布として2億5,000万、やむなく入れておられるんだと思うのですけれども。それは、今後も単年度収支が赤であったとしても、この積立金を続けていかれるということですか。

○ 事務局

積立金につきましては、今後の財政収支を見ながら判断をしていきたいと考えておりますので、毎年必ず積立てをするという考えは、現段階ではございません。

○ 委員

今年度だけということですか。

○ 事務局

当面は、事業費納付金の支払いが滞ったときのためということで、積立てを考えさせていただいています。

○ 委員

歳出の上から3段目に国保事業費納付金で20億となっているんですが、今おっしゃった事業費納付金というのは、この20億に相当する部分のいかほどかが、さらに追加で府からおりてくるといふ、そういう理解でよろしいですか。

○ 事務局

この事業費納付金につきましては、大阪府全体の保険給付費にかかる部分を、各市町村に納付金として割当てをして、納付が必要な部分になりますので、ここの部分に関しましては、大阪府の財布の中に事業費納付金が入りますので、その中から各市町村で必要となる保険給付費の分が分配されると、こういう仕組みになっているものでございます。

○ 委員

差引の話の中で、当然、考えないといけないと思うのですけれども。繰入金、左の歳入の下から4段目ですね。繰入金というのは、ちょっと理解が間違っていたらご指摘いただいたらと思うのですけれども。先ほどのご説明で、平成30年度から国保の広域化が始まったと。恐らく2018年の骨太の方針を受けて、そういう動きになったんだと思うのですけれども。その中でも単年度、国保特別会計の中で財政の安定化に努めていく。それに向かって、努力を重ねていくという方向性が示されておって、この繰入金というのは、一般会計からの繰入金ですよ。平成30年度に新しい方針が出た。その後も繰入金がずっと資料、過去の分をもう一度、繰返し見せていただいた限りでは、7億ないし8億がずっと続いている。それは、平成30年度の新しい考え方が導入されたにも関わらず、それ以前の考え方のまま、この歳入と歳出を考えておられるということにはならないのでしょうか。

○ 事務局

一般会計からの繰入金につきまして、令和3年度で申し上げますと7億8,000万ほど繰入れをいただいておりますけれども、このほとんどの部分につきましては、法定内の繰入れということで、職員の人件費でありましたり、低所得者の方に対して、保険料の軽減という制度がございますので、軽減した保険料分を補填する経費でありましたり、法で定められた部分が大部分でございます。法定外の部分も一部残っております、先ほどの説明にもありましたように、市の独自減免にかかる経費につきましては、一般会計から繰入れをお願いする部分なんですけれども。こういった赤字補填であったり、保険料の引き下げにかかる繰入れに関しては、国からも削減すべき繰入れであるという方針が示されておりますので、国保の広域化に伴いまして、令和6年度には、繰入れはなくしていくという方向性にはなっております。

○ 委員

そういう意味では、法定外、今再度おっしゃった部分というのは、資料の10ページの上から4段

目に書いておられます、その他繰入金の2, 900万だけが、その部分ということでしょうか。

○ 事務局

一点、付け加えさせていただきますと、2, 900万円のうち減免にかかる部分というのは、1, 600万円ぐらいだったと思います。それ以外の部分につきましては、地方単独の医療給付費の波及増、我々ペナルティー分といってるんですけれども、子ども医療費助成であったり、地方の方が独自で助成をした部分につきましては、国で国保にかかる交付金、一部減額する措置がございますので、その減額された分を補填をする必要がございますので、この部分を一般会計から繰入れをしていただいておりますものになります。その部分については、法定外ではあるんですけれども、一般会計から繰入れをしていただきまして、大阪府にその分、納付をする必要がございますので、法定外ではあるんですけれども、その部分については、なくすことができないという形になります。減免にかかる部分は、令和6年度には独自の減免ができなくなりますので、そういう形になります。

○ 会長

よろしいですか。

いろいろと難しい話がありますけれども、ほかに質問ございませんか。

○ 委員

先ほどの8ページのA4横の部分ですけれども、歳入の真ん中あたり、府支出金ということで、48億の収入があるんですけれども、今まででしたら、私ども健康保険組合から国保会計にいかほどか納付金という形で援助をさせていただいていたと思うんですが、これは、府支出金という名目になってしまうと、その額が幾らなのかというのは、全く分からないのでしょうか。それとも市側では、内訳としてその部分が健康保険組合連合会からおりてきているお金だということは、認識があるのでしょうか。

○ 事務局

今、委員からおっしゃっていただいている部分につきましては、前期高齢者交付金というものですけれども、前期高齢者交付金につきましては、広域化後、大阪府が直接歳入することになってございますので、市単位でいくらというようなところの把握はできない状況になってございます。

○ 会長

よろしいですか。

○ 委員

できましたら、健康保険組合から国保会計に現在でも1兆3, 000億円ほどの拠出をさせていただいていると思います。もちろんその一部、ほんの一部だと思いますけれども、藤井寺市様にも、そのお金は私どもの保険料から3分の1ぐらい入っている。我々の医療費には使わずに、市様の国保会計に流れていってる。そういう構造の中で運営されている。もちろん被保険者の皆様が収入をお持ちでないの、その事情は重々理解した上での仕組みだという部分はあれなんですけれども。その上で、できるだけ健全な財政に努めていただくよう、引き続き、私ども代表委員として参加させていただきましたので、この機会をいただいている限りは、その点については引き続き申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 事務局

今、おっしゃっていただきましたように、前期高齢者交付金につきましては、都道府県の方で歳入をいたしますが、我々藤井寺市含めてですけれども、国保の被保険者の方の保険給付費として使わ

せていただいておりますというところは、重々認識をしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○ 会長

ほかに質問ございませんか。

ちょっと14ページを見てほしいのですけれども。私が入れてほしいとお願いして、それを採用していただいたのですが、右のほうに収納率とあるんですけれども、昨年度までは、その年度の数字しかなかったんですね。比較しないと、数字の意味が分からないのでということで、2つ並べてもらっています。ということで、今、委員がおっしゃいましたけれども、市としていろいろできると、できないことがありますけれども、これに関して、単純な話なのですが収納率が上がっているということで、藤井寺市も頑張っているなということで、皆さんご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。ほかに何か質問ございませんか。

ないようでございますので、本日の報告事項につきましては、終了とさせていただきます。

今後も健全な国民健康保険財政の運営にご努力いただきますよう、お願いいたします。

またせっかくの機会ですので、このほかにその他として、皆様から何かご意見等はございますでしょうか。

ご意見もないようでございますので、以上で本日予定をしておりました案件は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、岡田市長からご挨拶をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

○ 市長

国民健康保険運営協議会の閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、委員の皆様には、大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

今後とも国保事業の安定的な運営や特定健診をはじめとした保健事業の推進にしっかりと努力してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご指導とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様のみまますのご活躍、ご健勝を祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○ 会長

ありがとうございました。それでは、本日の協議会の閉会に際しまして、私から一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところを本国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様方には、みまますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

午後3時11分 閉会